

# 令和5年度 第10回富里市教育委員会定例会議

日時：令和6年1月30日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

## 会議次第

1 教育長開会宣言

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 教育委員報告

5 専決処分の報告

（1）行事の後援について（生涯学習課）

6 議案

（1）富里市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について（学校教育課）

（2）富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例の原案について（学校教育課）

7 協議事項

（1）富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（生涯学習課）

8 報告事項

（1）令和6年 第41回富里スイカロードレース大会の開催について（生涯学習課）

（2）雑誌リサイクルについて（図書館）

（3）月例報告

9 その他

10 教育長閉会宣言

## 教育長報告

### 1 教育長出席行事・会議等

- 1 2月 26日 第9回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）  
1月 4日 仕事始め式（すこやかセンター2階第1会議室）  
7日 令和6年富里市二十歳を祝う会（中央公民館講堂）  
10日 印旛地区教育長会議（印旛合同庁舎）  
16日 富里市校長会（根木名小学校）  
18日 富里市いじめ問題調査委員会（本庁舎3階第3会議室）  
19日 富里市商工会講演会（インターナショナルリゾートホテル湯楽城）  
26日 千葉県教育委員会連絡協議会教育委員研修会（流山市）  
30日 学校訪問（七栄小学校、富里第一小学校）  
第10回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

### （予 定）

- 2月 2日 印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者表彰表彰式（印旛教育会館）  
印旛地区教育委員会連絡協議会第4回常任委員会（印旛教育会館）  
8日 創年セミナー閉講式（中央公民館4階大会議室）  
9日 富里市いじめ問題対策連絡協議会（中央公民館4階大会議室）  
15日 富里市議会定例会（3月）に伴う定例記者会見（すこやかセンター2階会議室1）  
17日 とみっこ大学修了式（中央公民館4階大会議室）  
21日 富里市議会定例会 ~3月18日まで  
25日 富里市柔・剣道大会（社会体育館2階アリーナ）  
26日 第11回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

# 報告第1号

## 専決処分の報告について

富里市教育委員会行政組織規則第12条第5号の規定により、行事の後援について下記のとおり専決処分したので報告します。

令和6年1月30日提出

富里市教育委員会教育長 吉野光好

### 記

- 1 行事名 IOA U-9,U-12 スポーツ鬼ごっこワールドカップ 2024
- 2 主催者 一般社団法人鬼ごっこ協会
- 3 期日 令和6年3月20日（水）
- 4 場所 富里社会体育館
- 5 後援内容 名義使用
- 6 専決年月日 令和5年12月27日

議案第 2 号

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例の原案について

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例を市議会に提出したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 30 日提出

富里市教育委員会教育長 告野光好

(原案)

議案第 号

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 月 日提出

富里市長 五十嵐 博 文

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例(平成 29 年条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例  
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 富里市いじめ問題対策連絡協議会 (第 2 条—第 8 条)

第 3 章 富里市いじめ問題調査委員会 (第 9 条—第 14 条)

第 4 章 富里市いじめ問題再調査委員会 (第 15 条—第 20 条)

第 5 章 雜則 (第 21 条・第 22 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「及び富里市いじめ問題調査委員会」を「、富里市いじめ問題調査委員会及び富里市いじめ問題再調査委員会」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 富里市いじめ問題対策連絡協議会

第 2 条の見出し中「富里市いじめ問題対策連絡協議会の」を削る。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「協議会の」を削る。

第5条の見出し中「協議会の」を削り、同条第2項中「委員が」を「協議会の委員が」に改める。

第6条の見出し及び第7条の見出し中「協議会の」を削る。

第8条の次に次の章名を付する。

### 第3章 富里市いじめ問題調査委員会

第9条の見出し中「富里市いじめ問題調査委員会の」を削り、同条中「第14条第3項」の次に「及び第28条第1項」を加える。

第10条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条中「審議し」を「調査審議し」に改め、同条第2号中「重大事態」の次に「（以下「重大事態」という。）」を加え、「事実の調査及び審査」を「事実関係に関すること。」に改める。

第11条を次のように改める。

#### （組織）

第11条 調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。

(1) 第14条第3項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。

(2) 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき。

3 調査委員会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師

(3) 臨床心理士

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると教育委員会が認める者

第12条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第2項中「委員が」を「調査委員会の委員が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の二項を加える。

2 調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日

(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日

第13条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第1項中「と副委員長」

を「及び副委員長」に改め、同条第2項中「委員長」を「調査委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）」に改め、同条第3項中「副委員長」を「調査委員会の副委員長」に改める。

第14条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第1項中「会議」の次に「（以下この条において「会議」という。）」を加え、同条第2項中「委員の」を「調査委員会の委員（第11条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が会議に出席する場合にあっては、当該臨時委員を含み、次項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員を除く。第4項において同じ。）の」に改め、同条第3項中「有する」の次に「調査委員会の」を加え、同条第4項中「出席した」の次に「調査委員会の」を加え、同条第5項中「委員以外」を「調査委員会の委員以外」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の二項を加える。

5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第11条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、調査委員会の委員とみなす。

第17条中「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会」を「協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は市長」に改め、同条を第22条とする。

第16条を削る。

第15条の見出し中「協議会及び調査委員会の委員の」を削り、同条中「及び調査委員会」を「、調査委員会及び再調査委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第8条、第14条第5項及び前条第6項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

第15条を第21条とし、第14条の次に次の二章及び章名を加える。

#### 第4章 富里市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第15条 法第30条第2項の規定により、富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

（組織）

第17条 再調査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨

時委員を置くことができる。

- 3 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第18条 再調査委員会の委員の任期は、委嘱した日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 再調査委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）は、再調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 再調査委員会は、再調査委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 再調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、再調査委員会の会議に出席することができない。

- 4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、再調査委員会の委員とみなす。

- 6 再調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第5章 雜則

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 嘴託医・嘴託歯科医の項の次に次のように加える。

いじめ問題調査委員会	委員長	日額	7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号）第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、22,000円）
	委員	日額	7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、20,000円）
いじめ問題再調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

## 議案第 号

### 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

#### 1 改正理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定によるいじめの重大事態に関する調査を行うため、市長の附属機関として、新たに富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することから、所要の改正を行うものです。

「重大事態」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（生命心身財産重大事態）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日程度が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態（不登校重大事態）

#### 2 改正内容

##### (1) 再調査委員会の設置

###### ア 所掌事務

教育委員会が設置している富里市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が実施した調査結果について、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合に、市長の諮問に基づき、再調査を行います。

###### イ 委員構成（5人以内）

学識経験者その他市長が必要と認める者（弁護士等を想定）を市長が委嘱します。

###### ウ 委員の任期

委嘱した日から諮問を受けた事項に関する調査審議が終了した日まで

###### エ 臨時委員の設置

特別の事項（関係者への聞き取り調査、アンケート調査等）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができます。

##### (2) 調査委員会の調査審議手続の整備

調査委員会についても、臨時委員を置けるようにするなど、再調査委員

会に合わせた形で調査審議手続を整備します。

(3) 委員報酬

ア 再調査委員会 日額20,000円（委員長は日額22,000円）

イ 調査委員会

(ア) いじめの防止等のための対策に関する調査審議する場合

日額7,000円（委員長は日額7,500円）

(イ) 重大事態を調査審議する場合

日額20,000円（委員長は日額22,000円）

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後	改正前
富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例		富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例
目次		
第1章 総則 (第1条)		(趣旨) 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき設置する富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会に關し、必要な事項を定めるものとする。
第2章 富里市いじめ問題対策連絡協議会 (第2条—第8条)		
第3章 富里市いじめ問題調査委員会 (第9条—第14条)		
第4章 富里市いじめ問題再調査委員会 (第15条—第20条)		
第5章 雜則 (第21条・第22条)		
附則		
第1章 総則		(趣旨) 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき設置する富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会に關し、必要な事項を定めるものとする。
第2章 富里市いじめ問題対策連絡協議会		
(設置) 第2条 (略)		(富里市いじめ問題対策連絡協議会の設置)
(所掌事務) 第3条 (略)		(協議会の所掌事務)
(組織) 第4条 (略)		(協議会の組織)

改正後	改正前
(委員の任期)	(協議会の委員の任期)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長等)	(協議会の会長等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(会議)	(協議会の会議)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
第3章 富里市いじめ問題調査委員会	(富里市いじめ問題調査委員会の設置)
(設置)	第9条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により富里市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
(所掌事務)	第9条 法第14条第3項の規定により富里市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
(所掌事務)	第10条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に答申する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合における重実關係に關すること。	(2) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における事実の調査及び審査
(組織)	(調査委員会の組織)
第11条 調査委員会は、6人以下の委員をもつて組織する。	第11条 調査委員会は、6人以下の委員をもつて組織し、調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
(1) 児護士	(1) 児護士
(2) 医師	(2) 医師
(3) 臨床心理士	(3) 臨床心理士
(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識	(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識

改正後	改正前
<p><u>2 調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>(1) 第14条第3項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。</p> <p>(2) 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき。</p> <p><u>3 調査委員会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(1) 看護士 (2) 医師 (3) 臨床心理士</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有する<u>と教育委員会が認める者</u></p>	<p>又は経験を有すると教育委員会が認める者</p>
<p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。</u></p> <p>(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日</p> <p><u>3 調査委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>(調査委員会の委員の任期)</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p>第13条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 調査委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>(会議)</u></p>	<p><u>(調査委員会の委員長)</u></p> <p>第13条 調査委員会に委員長と副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>(調査委員会の会議)</u></p>

改正後	改正前
第14条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。	第14条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。
2 調査委員会は、調査委員会の委員（第11条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が会議に出席する場合には、当該臨時委員を含み、次項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員を除く。第4項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。	2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、調査委員会の会議に出席することができない。	3 調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、調査委員会の会議に出席することができない。
4 調査委員会の議事は、出席した調査委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第11条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、調査委員会の委員とみなす。	5 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、調査委員会の委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
6 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、調査委員会の委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。	6 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、調査委員会の委員とみなす。
第4章 富里市いじめ問題再調査委員会	第4章 富里市いじめ問題再調査委員会
(設置)	(設置)
第15条 法第30条第2項の規定により、富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。	第15条 法第30条第2項の規定により、富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。
(組織)	(組織)
第17条 再調査委員会は、5人以内の委員をもつて組織する。	第17条 再調査委員会は、5人以内の委員をもつて組織する。
2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。	2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
3 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうち	3 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうち

改正後	改正前
<p><u>から市長が委嘱する。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p><u>第18条 再調査委員会の委員の任期は、委嘱した日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。</u></p> <p><u>2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p>	
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p><u>第19条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 再調査委員会の委員長(次項及び次条第1項において「委員長」という。)は、再調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</u></p> <p><u>3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第20条 再調査委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。</u></p> <p><u>2 再調査委員会は、再調査委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 再調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、再調査委員会の会議に出席することができない。</u></p> <p><u>4 再調査委員会の議事には、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>5 特別の事項については、再調査委員会の委員とみなす。</u></p> <p><u>6 再調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</u></p>	

改正後	改正前												
(守秘義務) <u>第21条 協議会、調査委員会及び再調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> 2 第8条、第14条第5項及び前条第6項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。	(協議会及び調査委員会の委員の守秘義務) <u>第15条 協議会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u>												
(委任) <u>第16条 協議会及び調査委員会の庶務</u>	(協議会及び調査委員会の庶務) <u>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会が別別に定める。</u>												
附 則 (施行期日) <u>第22条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> 1 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。	<u>第22条 この条例に定めるものと、協議会及び調査委員会の運営に關し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に關し必要な事項は市長が別別に定める。</u> 別表第3嘱託医・嘱託歯科医の項の次のように加える。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員長</th> <th>日額</th> <th>7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号）第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、22,000円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いじめ問題調査委員会</td> <td>委員</td> <td>7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、20,000円）</td> </tr> <tr> <td>いじめ問題再調査委員会</td> <td>委員長</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	委員長	日額	7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号）第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、22,000円）	いじめ問題調査委員会	委員	7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、20,000円）	いじめ問題再調査委員会	委員長	22,000円		委員	20,000円
委員長	日額	7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号）第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、22,000円）											
いじめ問題調査委員会	委員	7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げるる事項を調査審議する場合にあつては、20,000円）											
いじめ問題再調査委員会	委員長	22,000円											
	委員	20,000円											

## 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）

		改正後		改正前	
		特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部改正		特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部改正	
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
職名	職名	区分	区分	職名	区分
(略)	(略)			(略)	
嘱託医・嘱託歯科医	嘱託医・嘱託歯科医	日額	日額	嘱託医・嘱託歯科医	日額
委員長	委員長	日額	日額	専門委員	日額
いじめ問題調査委員会 いじめ問題審議する場合にあつては、 いじめ問題再調査委員会 会	議会等設置条例第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあつては、 議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあつては、 いじめ問題再調査委員会 会	26,000円 7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号） 第10条第2号にあつては、22,000円） 7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあつては、 20,000円） 22,000円	26,000円 7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号） 第10条第2号にあつては、22,000円） 7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあつては、 20,000円） 22,000円	26,000円 20,000円 20,000円	26,000円 20,000円 20,000円
専門委員	専門委員	日額	日額	日額	日額
(略)	(略)				
備考 職名の欄中、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び不在者投票に係る外部立会人の報酬額は、当該職名の報酬額の欄に定める日額を上限とし、当該日額に実際に従事した時間（1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。）を当該投票所の開設時間又は不在者投票の時間で除した数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）とする。					
備考 職名の欄中、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び不在者投票に係る外部立会人の報酬額は、当該職名の報酬額の欄に定める日額を上限とし、当該日額に実際に従事した時間（1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。）を当該投票所の開設時間又は不在者投票の時間で除した数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）とする。					

## 協議事項 1

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

富里市公民館条例施行規則（昭和 58 年教育委員会規則第 10 号）の一部を  
改正する規則の制定について協議する。

令和 6 年 1 月 30 日提出

富里市教育委員会教育長 吉野光好

(案)

議案第 号

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

富里市教育委員会教育長 吉野光好

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

富里市公民館条例施行規則（昭和 58 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

## 富里中央公民館使用許可申請書

申請番号						年月日
富里中央公民館長様						
申請者住所						
氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話 F A X						
使用責任者住所						
氏名 電話 F A X						
富里中央公民館の使用を、次のとおり申請します。						
催事区分 催事詳細 使用内容						
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的		基本料	
			<input type="checkbox"/> 営利/ <input type="checkbox"/> 非営利			
			<input type="checkbox"/> 使用予定人数			
対象者					基本料合計	
入場料(最高額)					加算額	
公益/収益					減額	
					使用料	
決 裁					課員	取扱者

## 富里中央公民館使用許可書

申請番号				年月日	
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者 氏名					
電話					
F A X					
使用責任者 住所					
氏名					
電話					
F A X					
富里中央公民館長					
富里中央公民館の使用を、次のとおり承認します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益 / 収益				減額	
				使用料	

## 富里中央公民館使用料減額免除申請書

申請番号						令和 年 月 日
富里中央公民館長						
申請者住所						
氏名又は団体の名称						
代表者 氏名						
電話						
利用責任者 住所						
氏名						
電話						
富里中央公民館の利用料の減額・免除を、次のとおり申請します。						
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)	
申請理由				基本料合計	円	
				減免額合計	円	
				減額	円	
				加算額	円	
				利用料	円	

決裁	館長	副館長	施設利用課長	GL	課員	取扱者

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

### 1 改正理由

施設利用に当たっての利用申請等方法にオンラインシステムを導入することから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

#### (1) 様式の改正について

オンラインシステムの導入により、様式の改正を行います。

##### 【改正様式一覧】

- |           |                 |      |
|-----------|-----------------|------|
| ・ 第 1 号様式 | 富里中央公民館使用許可申請書  | 全部改正 |
| ・ 第 2 号様式 | 富里中央公民館使用許可書    | 全部改正 |
| ・ 第 3 号様式 | 富里中央公民館使用料減免申請書 | 全部改正 |

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

## 富里市公民館条例施行規則の一部を改正する新旧対照表

改正後		改正前	
富里市公民館条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第10号)の一部改正 第1号様式(第2条関係)		富里市公民館条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第10号)の一部改正 第1号様式(第2条関係)	
<p style="text-align: center;">富里市公民館使用許可申請書</p> <p style="text-align: center;">富里中央公民館長様</p> <p style="text-align: center;">富里中央公民館長 様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 TEL ( )</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">団体名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>下記のとおり公民館及び設備を使用したいので申請します。</p> <p>氏 名 職 種 職 職 A X F</p> <p>使用責任者 住 所</p> <p>富里中央公民館より申田を、次のとおり申請します。</p> <p>准 事 区 分</p> <p>准 事 事 業</p> <p>使 用 内 容</p> <p>使 用 年 月 日 使 用 時 間 施 設 名 使 用 目 的 基 本 料</p> <p>需利/非需利 使 用 予 定 人 敷</p> <p>年 月 日 ( 曜 日 ) 自 時 分</p> <p>使 用 の 目 的</p> <p>使 用 の 施 設</p> <p>使 用 見 入 人 員</p> <p>名</p> <p>使 用 の 日 時</p> <p>使 用 責 任 者 住 所 氏 名</p> <p>特 に 必 要 と す る 備 設</p> <p>そ の 他</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p>		<p style="text-align: center;">富里市公民館条例施行規則第 条第 項第 円 による料金額・免除します。</p> <p style="text-align: center;">富里中央公民館および設備を下記目的により使用するので使用料の減額・免除を申請します。</p> <p>使 用 目 的</p> <p>(具体的に記入)</p> <p>使 用 料</p> <p>富里市公民館条例施行規則第 条第 項第 円 による料金額・免除します。</p> <p>使 用 料</p> <p>支 付 月 係</p> <p>計</p>	

改正後		改正前	
第2号様式(第3条関係)		第2号様式(第3条関係)	
<p>第2号様式(第3条関係) 富里中央公民館使用許可書</p> <p>申 請 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>申 請 者 住 所</p> <p>氏名又は団体の名称</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>電 話</p> <p>F A X</p> <p>使 用 責 任 者 住 所</p> <p>氏名</p> <p>電 話</p> <p>F A X</p> <p>富里中央公民館長</p> <p>富里中央公民館の使用を、次のとおり承認します。</p> <p>催 事 区 分</p> <p>催 事 詳 細</p> <p>使 用 内 容</p> <p>使 用 年 月 日 使 用 時 間 施 設 名 使 用 目 的 営利/非営利 働用予定人数 溝 本 料</p>		<p>第2号様式(第3条関係)</p> <p>富里中央公民館 使用許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>申 請 者 住 所</p> <p>TEL ( )</p> <p>申 請 者 住 所</p> <p>團 体 名</p> <p>代 表 者 氏 様</p> <p>下記のとおり公民館及び設備の使用について許可します。</p> <p>富里中央公民館長</p> <p>記</p> <p>使 用 の 目 的</p> <p>使 用 の 施 設</p> <p>使 用 見 込 人 員</p> <p>名</p> <p>使 用 の 日 時</p> <p>年 月 日 ( 曜 日 )</p> <p>自 時 分</p> <p>使 用 責 任 者 住 所</p> <p>特に必要とする備</p> <p>氏 名</p> <p>使 用 貢 収 条 件</p> <p>その他の</p> <p>「富里市公民館条例施行規則」第5条第 項第 号に 該当するので、使用料の減額・免除を許可いたします。</p> <p><b>使 用 上 の 注意</b></p> <p>1) 会場使用後は必ず清掃し、使用した設備はもとに戻してください。 2) 使用時間は厳守してください。 3) 湯茶の道具は公民館にありますか、お茶葉は利用者がご持参ください。 4) 使用目的に反するときは使用を取り消す場合もあります。 5) 使用の際は必ずこの許可書を持参し事務室へお出しください。 6) 火気には十分注意して下さい。</p>	

## 改正後

## 第3号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

申請番号	富里中央公民館使用料減額免除申請書						
富里中央公民館長	令和年月日						
申請者住所							
氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話							
利用責任者住所							
氏名 電話							
富里中央公民館の利用料の減額・免除を、次のとおり申請します。							
利用年月日	利用時間	施設名	减免	基本料	减免額 (减免率)		
申請理由							
富里中央公民館および設備を下記目的により使用するので使用料の減額・免除を申請します。							

富里中央公民館の利用料の減額・免除を、次のとおり申請します。

下記のとおり公民館及び設備を使用したいので申請します。

申請理由	基本料合計	円
减免額合計	円	円
減額	額	円
加算額	額	円
利用料	額	円

## 改正前

## 第3号様式(第5条関係)

第1号様式(第2条関係)

富里中央公民館 使用許可申請書  
富里中央公民館長 様  
年 月 日  
TEL ( )

申請者住所	申請者住所		
氏名 代表者氏名 電話			
団体名 代表者氏名 電話			

記

使用の目的	使用の施設			使用見込人員	名		
使用の日時	年	月	日	(曜日)	自	時	分
使用責任者住所					氏名		
等に必要とする 記					記		
記					記		

第3号様式(第5条関係)

富里中央公民館使用料減免申請書  
富里中央公民館および設備を下記目的により使用するので使用料の減額・免除を申請します。  
使用目的  
(具体的に記入)

使用者	館長	主査	監査係
使用者	月	日	月
使用者	員	員	員
使用者	計	計	計
使用者			

富里市公民館条例施行規則第	第	項第	号により使用料を減額・免除します。
使用者	月	日	月
使用者	員	員	員
使用者	計	計	計
使用者			

1/1

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

## 第41回富里スイカロードレース大会開催概要

**主 催** : 富里スイカロードレース大会実行委員会  
**共 催** : 富里市、富里市教育委員会  
**後 援** : 富里市農業協同組合、富里市商工会、特定非営利活動法人富里市観光協会、  
 　　読売新聞東京本社成田支局、富里市スポーツ推進委員協議会、  
 　　富里市スポーツ協会  
**特 別 協 賛** : 成田国際空港株式会社、ワールドハウス（郡建設株式会社）  
 　　富里市農業協同組合西瓜部

1 開催日時	令和6年6月16日（日）雨天決行
参加賞Tシャツ引換	6:45～
開会式	8:00
競技開始	9:00～
競技終了	11:30
表彰式	順位確定後隨時

2 会 場 富里市立富里中学校、富里市役所、富里社会体育館

### 3 種目及び受付定員

種 目	参 加 対 象 者	ス タ ー ト 時 間	制 限 時 間	受 付 定 員
2 km	中学生男女	9:00	25分	400名
	小学生男女	9:15		
7 km	一般男女	10:00	90分	5, 400名
	40歳代男女			
	50歳代男女			
	60歳以上男女			

4 参 加 料 ■小・中学生：2,000円 ■一般：6,000円

5 コ ー ス 別紙1「第41回富里スイカロードレース大会コース図」

6 表 彰 順位確定後、隨時表彰

表彰場所・時間	対象順位	賞 品
会場内ステージで表彰	1位～3位	メダル・スイカ1玉・とみちゃん人形・賞品
賞品テントにて授与	4位～8位	スイカ1玉・賞品
賞品テントにて授与	9位～20位	スイカ1玉



7 申込方法 ①インターネット ②ふるさと納税 ③個人協賛

8 申込期間

①インターネット

◆とみさとファンクラブ枠（300名※抽選）

令和6年1月16日（火）～2月16日（金）

◆一般（5, 500名※先着順）

令和6年2月25日（日）6:00～4月6日（土）23:59

②ふるさと納税（①インターネットによる定員とは別枠で募集）

令和6年2月25日（日）～4月6日（土）

③個人協賛（①インターネットによる定員とは別枠で申込者全員を参加決定）

令和6年2月25日（日）～4月6日（土）

9 臨時バス 京成成田駅東口～中央公園駐車場：千葉交通株式会社

往路6:30～8:00 復路11:30～13:20

■料金（片道） 大人：430円 小人：220円

10 直通バス J R 東京駅・J R 横浜駅・J R 大宮駅・J R 千葉駅から会場直通バスを

運行

申込受付と運営は、旅行業者が実施し、会場周辺の乗降所は大会事務局で用意

11 選手駐車場 約2, 040台 酒々井プレミアム・アウトレット、徒歩圏内駐車場

※酒々井プレミアム・アウトレット駐車場から無料シャトルバスを運行

往路6:00～8:00 復路11:45～14:00

12 更衣所・手荷物置場 利用料は無料

◆男性 富里社会体育館

◆女性 富里中学校体育館2階アリーナ

13 競技役員 約1, 300名

スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、交通安全協会連合会、防犯指導員連合会、青少年相談員連絡協議会、ロータリークラブ、ボイイスカウト富里第1団、富里高校、日本郵便富里郵便局、学校体育施設開放利用団体、日本航空株式会社成田空港支店、株式会社J A L グランドサービス東京成田支店などを予定

14 招待選手 株式会社ユニバーサルエンターテインメント

日本大学陸上競技部、順天堂大学陸上競技部、富里高校陸上競技部

15 参加賞 第41回大会オリジナルTシャツ



## 令和5年度雑誌リサイクル実施報告

- 1 日 程 令和5年12月1日（金）から12月12日（火）  
午前9時30分～午後5時（最終日は、午後3時まで）
- 2 会 場 富里市立図書館2階AVホール前 ギャラリーB
- 3 内 容 保存年限切れの雑誌を来場者に提供した。  
対象雑誌…平成31年4月号～令和2年3月号  
開始前冊数 2, 142冊（173誌）  
提供冊数 1, 347冊

### 会場写真



### 初日写真



## リサイクル本（雑誌）フェア in 末廣農場 実施報告

- 1 日 程 令和5年12月13日（水）から12月26日（火）  
午前9時～午後6時
- 2 会 場 末廣農場
- 3 内 容 図書館で不要となった文庫及び雑誌類を提供。  
なお上記雑誌は、図書館での雑誌リサイクルにおいて提供した雑誌の残り、及び雑誌リサイクルでは提供しなかった週刊誌等を提供した。  
開始前冊数 737冊  
提供冊数 340冊

### 会場写真



## 報告事項3

## 月 例 報 告 (1月)

教育総務課

## 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
4	木	仕事始め式	すこやかセンター2階 会議室1	職員
		部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
5	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
15	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
17	水	第10回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
29	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
30	火	第10回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

## 2 2月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
2	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
13	火	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
		第11回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
15	木	富里市議会定例会（3月）に 伴う定例記者会見	すこやかセンター2階 会議室1	教育長・部長
21	水	富里市議会定例会（～3/18）	議場 他	教育長・部長・課長
26	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
		第11回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

## 月例報告（1月）

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

### 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
10	水	学校給食3学期開始日		
16	火	校長会議	根木名小学校	教育長・部長・課長・主幹
		学校保健担当者会議	富里中央公民館2階研修室大	養護教諭・指導主事
19	金	学校図書館担当者会議	富里中央公民館4階大会議室	図書担当教諭・司書・指導主事

### 2 2月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
22	木	第2回八街市・富里市学校事務共同実施運営協議会	富里中央公民館4階大会議室	八街市・富里市学校事務共同実施運営協議会

## 令和5年度 第9回 校長会議

日時：令和6年1月16日（火）13:30～  
会場：根木名小学校

◎ 各課から

- ・ 給食センターより（令和6年度給食実施計画案）（学校給食関係について）

◎ 教育長から

◎ 学校教育課から

（1）学校教育課長から

- 1 学校運営について
- 2 教職員の服務関係について
- 3 その他

（2）連絡事項

- ・学校給食学校別残食率（12月） 【資料1】
- ・富里市令和5年度長欠率（12月） 【資料2】
- ・令和6年度借り上げバス予算 【資料3】
- ・学校配当予算（案） 【資料4】
- ・入学説明会時の資料配付及び保護者説明について 【資料5】

- ・令和6年4月当初の予定  
4月3日…第1回校長会議 公民館4階 13:30  
4月4日…第1回教頭会議 公民館4階 13:30  
4月5日…市内小中学校始業式  
4月9日…市内中学校入学式  
4月10日…市内小学校入学式

（3）その他

- ・大谷選手のグローブ贈呈について

◎ 教育部長から

※次回校長会（案）2月 日（ ）13:30～ 会場：七栄小学校

## 令和5年度分学校給食費徴収状況一覧

令和5年12月31日現在

期間：R5. 4. 1～R5. 12. 31まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A)-(B)
富里小	21,986,570	20,611,610	1,374,960	93.75%	96.08%	△ 2.33
富里第一小	4,377,540	4,332,380	45,160	98.97%	98.21%	0.76
富里南小	11,761,120	11,268,850	492,270	95.81%	97.24%	△ 1.43
浩養小	2,631,040	2,544,170	86,870	96.70%	97.40%	△ 0.70
日吉台小	11,608,750	11,422,910	185,840	98.40%	98.76%	△ 0.36
根木名小	4,704,190	4,547,710	156,480	96.67%	98.34%	△ 1.67
七栄小	9,768,930	9,460,710	308,220	96.84%	98.25%	△ 1.41
富里中	27,748,050	26,638,360	1,109,690	96.00%	96.09%	△ 0.09
富里北中	6,624,480	6,396,060	228,420	96.55%	96.12%	0.43
富里南中	9,591,420	9,032,760	558,660	94.18%	95.88%	△ 1.70
浩養幼	1,404,070	1,314,270	89,800	93.60%	100.00%	△ 6.40
富里幼	2,114,370	2,043,520	70,850	96.65%	98.78%	△ 2.13
学校給食センター	2,535,900	2,535,900	0	100.00%	100.00%	0.00
合計	116,856,430	112,149,210	4,707,220	95.97%	97.01%	△ 1.04

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

## 令和5年度 学校給食の学校別残食率

小学校名		年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校		令和4年度	残食率	20.19	22.25	26.69	23.30	19.47	21.18	17.06	18.32	13.98	13.04	17.76	19.40
富里小学校		令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40	9.78				
富里第一小学校		令和4年度	残食率	7.41	11.60	12.96	12.41	10.78	9.83	6.76	6.12	2.36	5.25	6.18	8.47
富里南小学校		令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93	4.52				
浩養小学校		令和4年度	残食率	10.03	8.46	12.61	7.95	8.27	8.07	6.57	6.12	1.95	1.91	6.51	7.27
日吉台小学校		令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70	6.57				
根本名小学校		令和4年度	残食率	3.83	3.27	4.99	-0.43	1.75	4.22	-1.00	0.25	-9.29	2.24	3.65	1.37
七栄小学校		令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49	0.56				
小学校全体		令和4年度	残食率	13.69	14.57	16.69	14.82	13.87	13.50	11.83	9.61	7.30	8.13	10.40	12.33
中学校名		年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校		令和4年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31	0.72				
富里北中学校		令和5年度	残食率	-1.09	0.02	2.86	4.19	2.34	3.12	2.85	0.86	-1.43	2.98	3.77	1.86
富里南中学校		令和4年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60	-1.84				
中学校全体		令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91	0.07				
小中学校全体		令和4年度	残食率	11.02	12.29	15.24	13.06	12.97	12.77	11.16	9.22	5.64	7.27	9.45	11.01
		令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94	5.34				

## 月 例 報 告 (1月)

生涯学習課（社会教育班、文化資源活用班）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
7	日	令和6年富里市二十歳を祝う会	社会教育班	富里中央公民館 講堂	市長、副市長、 教育長、市議会 議員、教育委 員、社会教育員

#### (1) 公民館利用状況 (12月)

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
富里中央公民館	24	197	3, 262	30, 541

#### (2) 埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数 (12月)

回答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	2	28	379
遺跡なし回答	26		

### 2 2月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
8	木	創年セミナー閉講式	社会教育班	公民館大会議室	教育長、課長、 担当
17	土	とみっこ大学修了式	社会教育班	公民館大会議室	教育長、課長、 担当
27	火	文化財審議会	文化資源活用班	公民館研修室	委員、課長、担当

## 月 例 報 告 (1月)

生涯学習課（スポーツ振興班）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
		なし			

### 体育施設利用状況（12月分）

施設名称	開館、開場日数	利用団体数	利用者数（人）	利用者数累計（人）
社会体育館	23	185	2,645	31,974
トレーニングルーム	23		335	3,304
市営運動場	テニス	52	296	3,309
	野球	5	52	2,755
高野運動広場	28	15	165	7,962

### 2 2月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
2/25～ 4/6		第41回富里スイカロード レース大会参加者募集期間 ※『とみさとファンクラブ枠 300名』は1/16～2/16	スポーツ 振興班		

## 月 例 報 告 (1 月)

とみらいテラス（図書館）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
5	金	おはなし会	北部コミュニティセンター	親子読書支援 コンシェルジュ
11	木	おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
13	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
16	火	おはなし会	葉山キッズ子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
17	水	映画会（富士ファミリー）	AVホール	図書館職員
18	木	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
19	金	とみらいテラスBGM	館内	図書館職員 奏者 宮内 優里
24	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
27	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
30	火	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ

#### (1) 利用状況

内 容	12 月	年 度 累 計
開館日数	23	223
入館者数	13, 427	155, 126
貸出者数（団体以外）	3, 040	32, 771
貸出冊数（団体以外）	11, 852	117, 274
新規登録者数	65	1, 109
リクエスト冊数	1, 551	13, 990
A V ブース利用回数	44	804
インターネットブース利用回数	22	216
ホームページアクセス数	7, 000	56, 305
おはなし会参加者数	2 回 9 名	20 回 91 名
臨時おはなし会参加者数	3 回 40 名	13 回 121 名
映画会鑑賞者数	2 回 36 名	18 回 380 名
視察者数	0 回 0 名	0 回 0 名

## 2 2月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
2	金	おはなし会	北部コミュニティセンター	親子読書支援 コンシェルジュ
14	水	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
15	木	おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
17	土	たんけん隊	館内	図書館職員
21	水	映画会（梅切らぬバカ）	AVホール	図書館職員
23	金	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ
24	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
28	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員

## 3 複合化に係る利用状況等

### (1) 親子読書支援コンシェルジュ

	12月		年度累計	
対応人数	164組	368人	1,781組	4,317人
支援内容	見守り	152組	1,587組	
	読み聞かせ	49組	341組	
	絵本紹介	69組	937組	
	相談等	22組	265組	
	行事参加	30組	313組	

### (2) 読書通帳活用状況

	12月		年度累計	
通帳配布数		13冊		180冊
スタンプ数		95個		1,494個

(3) 学校連携

	12月	年度累計
よむよむ便 (小学校)	(年3回 1,050冊/7校) (5,9,12月実施予定) 1回 1,050冊/7校	3,150冊/3回
中学校定期便	(年2回、5月・10月実施予定)	600冊/2回
調べ学習	0件 0冊	4月～12月 27件/421冊
図書館資料活用便	12月 3件 126冊	4月～12月 11件/508冊

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 1月 「新しい趣味を見つけよう」
- 児童書展示本 1月 「ことしの干支は？」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
1月	ギャラリーA	令和6年1月5日 ～1月24日	富里市収蔵作品回顧展 山縣 章 「レトロスペクティブ」
	ギャラリーB	令和6年1月5日 ～2月4日	～イマジネーション～ 想像の翼を広げよう 「星の写真」と「星・宇宙の本」展